

## 【資料 3-2】

### 令和 8 年度県庁発信力強化事業業務委託企画提案競技審査基準

#### 1 審査方法

- (1) 審査項目及び配点は、別添「企画提案競技審査票」を用いることとする。
- (2) 審査委員は各企画について審査項目ごとに評価を行い、2 評価基準により、評点を付す。ただし、評価項目「5 賃金水準の向上」「6 女性の活躍推進」については、別添「企画提案競技審査票」に記載した賃金水準の向上に関する取組への配点と女性の活躍推進に関する取組への配点のとおり、評価点を与えるものとする。
- (3) 上記(2)の評点を合計し、合計点数が最も高い企画提案を行った者を受託候補者として選定する。
- (4) 合計点数が最も高い者が複数いた場合は、委員間で協議の上、受託候補者を選定する。

#### 2 評価基準

委託業務が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託業務が円滑に遂行できる上、更に優れた成果が期待できると考えられる場合を「優れている」、委託業務が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣っている」とする。

評価	点数		
	「審査の視点」における配点が 5 点の場合	「審査の視点」における配点が 10 点の場合	「審査の視点」における配点が 15 点の場合
優れている	5 点	10 点	15 点
やや優れている	4 点	8 点	12 点
普通	3 点	6 点	9 点
やや劣っている	2 点	4 点	6 点
劣っている	1 点	2 点	3 点

令和8年度県庁発信力強化事業業務委託  
企画提案競技 審査票

審査委員氏名	
--------	--

●審査項目・配点、評価

審査項目		審査の視点 (配点)		評価				
				企業名				
				優 れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣 っている
1	企画力・構成力 (40点)	①	研修の内容は、仕様書に従い妥当な内容となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
		②	講師の経歴、研修実施の実績等は、本事業の目的に照らして適当か。(10点)	10	8	6	4	2
		③	一方的な講義ではなく、座学と実践のバランスを工夫するなど、受講者が主体的に取り組める内容となっているか。(10点)	10	8	6	4	2
		④	受講者が習得したスキルについて、研修後の活用を見据えた組み立てとなっているか。(10点)	10	8	6	4	2
2	マーケティング視点 (30点)	⑤	パブリック・リレーションズの考え方を意識した内容となっているか。(15点)	15	12	9	6	3
		⑥	デジタルマーケティングの視点を踏まえた効果的・戦略的な内容となっているか。(15点)	15	12	9	6	3
3	創意工夫・独自性 (10点)	⑦	仕様書の要件にとどまらず、本業務の効果を高める創意工夫や独自の提案がなされているか。(10点)	10	8	6	4	2
4	実施体制・効率性 (10点)	⑧	研修の運営を適切に遂行する十分な実施体制が整っているか。(5点)	5	4	3	2	1
		⑨	見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。(5点)	5	4	3	2	1
5	賃金水準の向上 (5点)	⑩	別記配点により採点 (5点)					
6	女性の活躍推進 (5点)	⑪	別記配点により採点 (5点)					
		(計100点)		/ 100点				

(裏面へ続く)

●意見・コメント等

--

別記

●賃金水準の向上に関する取組への配点

評価項目	設定区分		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1. 50%以上	3.0	最大 5
		2. 00%以上	4.0	
		3. 00%以上	5.0	
	パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	0.5		

●女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1.0	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2.0	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2.0	
	若者雇用促進法 ※2		ユースエール	0.5	0.5
	秋田県知事表彰の受賞		女性活躍・両立支援企業表彰 ※3	0.5	最大 1
			女性の活躍推進企業表彰 ※3	0.5	
子ども・子育て支援知事表彰 ※3			0.5		
男女協同参画社会づくり表彰			0.5		

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
 次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。